

平成26年 第4回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年4月16日(水) 午後2時00分開会
午後3時35分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
30	「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」	承認
31	「平成26年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」	承認
32	「平成26年度摂津市立小学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱等及び諮問の件」	承認
33	「摂津市社会教育委員会議への諮問の件」	承認
34	「平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」	承認
35	「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加を定める件」	承認
36	「摂津市立小・中学校教科用図書選定委員会規程を廃止する規程制定の件」	承認

出席者

委員 長	大矢優子	次世代育成部次長		総務課長代理	鈴木 誠
委員長職務代理者	福元 実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	子育て支援課長代理	
委員	齊藤公男	総務課長	溝口哲也	兼家庭児童相談室長	高田邦明
委員	山手知栄子	子育て支援課長	木下伸記	生涯学習課長代理	
教育 長	箸尾谷知也	次世代育成部参事		兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育総務部長	山本和憲	兼こども教育課長	小林寿弘	総務課主査	池田智子
次世代育成部長	登阪 弘	学校教育課長	荒木智雄	総務課総務係員	関本敏晴
生涯学習部長	宮部善隆	学校教育課参事			
		兼課長代理	野本憲宏		
		教育支援課長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻 稔秀		

委員長	<p>ただいまより、平成26年第4回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員ですので、よろしく申し上げます。</p> <p>本日の議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議事件は6件、追加議案が1件の合計7件ございますが、議案第32号は、平成26年度摂津市立小学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱等及び諮問に関する案件であります。この議案につきまして、教科用図書の採択の公正確保のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず議案第30号から議案第31号まで、及び議案第33号から議案第36号を審議し、続いて2. 報告事項、3. その他のすべて終えた後に暫時休憩をとりまして、引き続き秘密会を宣言し、議案第32号について関係部課長の出席を求め再開したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
委員長	<p>異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。</p> <p>それでは、議案第30号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」について、学校教育課参事より説明をお願いいたします。</p>
学校教育課参事 兼 課 長 代 理	<p>議案第30号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書により説明】</p>
委員長	説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。
委員長職務代理者	<p>かつて教職員の異動については安威川以北、以南で偏りがあり安威川を越境した異動希望が出ないという問題がありましたが、現在は解消されているのでしょうか。</p>
学校教育課参事 兼 課 長 代 理	<p>教職員の異動については、異動調書に希望の中学校区を記入する方法を採用しております。以前は第3希望までの記入だったため、</p>

希望地域に偏りがありましたが、現在は第5希望まで記入するようにし、偏りをなくすよう努めております。

委員長 新聞報道で、大阪府は講師の数が足りないとありましたが、摂津市の状況はいかがでしょうか。

学校教育課参事
兼 課 長 代 理 本市も大阪府内の他市状況と同様に、講師が見つげにくい状況でございますが、この4月当初は定数内及び非常勤の講師をすべて採用しております。今後は病気休養や出産休暇に伴う代替講師が必要となる場合がございますが、講師の確保が難しい状況が予想されますので、早めに情報収集して対応したいと考えております。

委員長 この件につきまして、他にご質問がございませんので、議案第30号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」は承認といたします。

続きまして、議案第31号「平成26年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」について、学校教育課参事より説明をお願いします。

学校教育課参事
兼 課 長 代 理 議案第31号「平成26年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

委員長職務代理者 昨年も同様の質問をいたしました。今年も第一中学校の生徒指導主事は大阪府での任用年数が1年という経験の浅い教諭が担当ですが、この教諭は他府県または講師での実績があるので生徒指導主事に任命したという解釈でよろしいでしょうか。

学校教育課参事
兼 課 長 代 理 この教諭については他県で10年程の教諭経験があり、十分に実績及び能力があるものでございます。

山手委員	<p>先程、第四中学校の保健主事及び第五中学校の進路指導主事は学校教育法施行規則第45条等に基づき首席を充てるとのご説明がありました。これは学校の規模によって決定しているのでしょうか。首席が保健主事等を兼務するのは業務量が膨大になるのではと危惧しております。</p>
学校教育課参事 兼 課 長 代 理	<p>学校の規模によって決定するものではございません。中学校の保健主事については、養護教諭または保健体育の教員を充てることが多いのですが、第四中学校においては保健体育の教員である首席を充てておりますので、十分に職責を果たすことができると考えております。第五中学校の進路指導主事においても、経験年数の長い首席を充てておりますので、十分に職責を果たすことができると考えております。</p>
教育長	<p>先程、委員長職務代理者もご質問されていた件につきまして、生徒指導主事は加配ではございませんので、学校体制や教科の問題もあって経験年数の浅い教諭を任命するに至ったのだと思いますが、他県で10年程の経験があったとしても当該校では経験が1年の者を生徒指導主事に任命するという事は、生徒指導という役割を鑑みますと厳しい状況であると感じます。任命の経緯については学校から報告を求めるとともに、生徒指導主事としての活動に注視したいと思っております。</p>
委員長	<p>生徒指導主事について昨年も質問いたしましたが、女性の教員を任命している点について、中学校における生徒指導について保護者は男性の教員を望むのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
学校教育課参事 兼 課 長 代 理	<p>これまで、生徒指導主事は男性の教員が担当することが多かったことから、保護者にとっては男性の教員が担当するという印象が強いのではないかと思うのですが、女性の教員でも生徒指導に卓越したものは多くおり、第四中学校の生徒指導主事の女性教員も、指導教諭ですので教科指導及び生徒への様々な心のケアを含めた指導ができる教員でございます。十分に職責を果たすことができると考えております。</p>

委員長 生徒指導の対象生徒は男性も女性もいますので、やはり女性の生徒指導主事も必要であると思います。

委員長 ご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第31号「平成26年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」については、承認いたします。

続いて、議案第33号「摂津市社会教育委員会議への諮問の件」について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第33号「摂津市社会教育委員会議への諮問の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。
社会教育委員会議は平成26年7月の答申までに何回会議を開催するのでしょうか。

生涯学習課長 第一次答申として、(仮称)摂津市立別府コミュニティセンターにおける生涯学習活動のあり方について、会議を3回開催予定しております。意見のとりまとめができない場合は1回程度の追加がございました。その後、市立公民館の今後のあり方について継続審議をいたします。

山手委員 (仮称)摂津市立別府コミュニティセンターに対しての地元住民の意見や要望は別の形で聞き取りしているのでしょうか。

生涯学習課長 平成25年度中に、地元住民の参加によるワークショップを7回開催し、地元住民及び別府公民館利用者から意見聴取を行い、それをもとに平成26年3月に「(仮称)摂津市立別府コミュニティセンター基本構想」を策定しております。

委員長 7回のワークショップで意見はまとまりましたでしょうか。

生涯学習課長 ワークショップには様々な立場の方が参加されたので、様々な意

見がございましたが、意見の集約は行わず、幅広い意見をいただくという形でワークショップを終了しております。

委員長

特にご質問等がございませんので、議案第33号「摂津市社会教育委員会議への諮問の件」は承認いたします。

続いて、議案第34号「平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第34号「平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。

教育長

チャレンジテストについては以前から何回かご説明させていただいたものでございます。大阪府教育委員会としては今後試行した結果、調査票の公平性を担保するうえでの方策を検証したいと聞いております。私としましては、大阪府教育委員会が現在考えている反映の仕方はいかななものかという問題提起を先日の大阪府教育委員会との会議で行ったところでございます。今回のテストの後、問題点は改善してほしいと意見しておりますが、テストへの参加については子どもたちの進路に今後関係してくると思いますので、参加ということで考えております。

委員長

保護者としましては、チャレンジテストへ参加するのは良いことだと思うのですが、不安な点がいくつかございます。まず一つ目は、中学3年になりますと定期テストのほかに実力テストや全国学力テストがあり、これに加えてチャレンジテストとなりますとテスト漬けになるのではと思います。

教育長

チャレンジテストは中学1年、2年を対象でございまして、3年生はありません。3年生は全国学力テストが今後もあるという前提

で、時期的な問題もございますので、大阪府教育委員会は中学1年、2年のみを予定しております。

委員長

二つ目の不安な点といたしましては、中学2年生の1月にチャレンジテストを行い、その結果に対して、資料「平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテスト実施要領」の1の(5)に、「生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。」とありますが、このとおりに向上できれば良いのですが、結果を見た生徒があきらめたりくじけたりすることのないように取り組んでいただきたいと思います。

また、資料21ページの(1)の5、「評定の範囲」の示し方とその活用の模式図において、「抽出による仮評定の提供」とありますが、抽出はどのように行うのでしょうか。

教育長

抽出による仮評定の提供でございますが、先程も申し上げましたとおりチャレンジテストは試行の段階でございますので、一定のテスト結果と評定との相関を調べるために、抽出校または各校からいくつかの学級を抽出するという方法にて検証を行うものでございます。ただし、委員長からご質問のありました抽出方法については、学校ごとなのかクラスごとなのか、あるいは市町村単位なのかは、まだ大阪府教育委員会より聞いておりません。従いまして、チャレンジテストは全校行いますが、そのうち抽出した結果を大阪府教育委員会へ提出するものでございます。

委員長

資料30ページの社会の出題範囲に「各学校は、自校の学習の進度等に応じて、3種類の問題から1つ選択する。」とありますが、この方法で公平性が保たれるのでしょうか。

教育長

例えば社会の分野は地理、歴史、公民と3つございますが、学習の指導方法が、「パイ型」と呼ばれる中学1年から2年で地理と歴史を並行して学習し3年で公民を学ぶ方法と、「座布団型」という中学1年で地理、中学2年で歴史、中学3年で公民を学習するという方法があり各校が選択できるため、それぞれの学校に応じて問題を選択する形態になっております。

委員長	<p>ご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第34号「平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」については、承認いたします。</p> <p>続いて、議案第35号「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加を定める件」について、学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第35号「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加を定める件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めます。</p> <p>【以下、議案書により説明】</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。</p>
山手委員	<p>チャレンジテストにも、この全国体力・運動能力、運動習慣等調査にも当てはまるのですが、結果が数値で出ると先程委員長がご発言されたように、自分はだめだとあきらめてしまう児童生徒がいるのではないかと危惧しております。また、体力・運動能力についてはグラウンドの状態等環境によって差が生じないように配慮していただきたいとともに、児童生徒が調査時に照れることなく全力を出し切るよう先生方がご指導いただきたいと願っております。</p>
委員長	<p>ただ体力・運動能力の調査をするのではなく、例えば前年の結果を示して目標にするなど、調査に対して前向きに挑戦できる取り組みをしていただきたいと思います。</p> <p>ご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第35号「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加を定める件」については、承認いたします。</p> <p>続いて、議案第36号「摂津市立小・中学校教科用図書選定委員会規程を廃止する規程制定の件」について、教育支援課長より説明をお願いします。</p>
教育支援課長	<p>議案第36号「摂津市立小・中学校教科用図書選定委員会規程を廃止する規程制定の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めます。</p>

めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。
特にご質問等がございませんので、議案第36号「摂津市立小・中学校教科用図書選定委員会規程を廃止する規程制定の件」は承認いたします。
それでは、2.報告事項(1)事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。
淀川わいわいガヤガヤ祭の案内チラシが平成25年のものですが、今年は6月に開催されるのでしょうか。

生涯学習課長

案内チラシは淀川わいわいガヤガヤ祭実行委員会が作成いたしますが、今年のもは現在作成中のため参考といたしまして昨年のチラシをお配りしたものでございます。今年は6月1日、日曜日にほぼ同内容の祭を開催予定でございます。

委員長

他にご質問等がございませんので、次に(2)平成26年度教務主任及び学年主任任命の件について、学校教育課参事より説明をお願いします。

学校教育課参事
兼 課 長 代 理

(2)平成26年度教務主任及び学年主任任命の件及び(3)平成26年度司書教諭任命の件について併せて説明してよろしいでしょうか。

委員長

お願いします。

学校教育課参事
兼 課 長 代 理

[平成26年度教務主任及び学年主任任命の件について説明]
[平成26年度司書教諭任命の件について説明]

委員長	<p>以上で説明が終わりましたが、ご質問等がございますか。</p> <p>司書教諭の免許を持っている先生が少ないということでしたが、今後は免許を取得される先生が増えるのでしょうか。</p>
学校教育課参事 兼 課長代理	<p>司書教諭の免許の取得については大学で教員免許を取得する際に併せて取得するケースが多く、中学校の場合ですと特に国語の教員免許を取得する者が併せて取得することが多いです。司書教諭の免許を持っていない教員が学校現場に出た後も、例えば近隣ですと大阪教育大学に夏休みを利用するなど複数年かけて受講しますと司書教諭の免許を取得することはできますので、教員がぜひ司書教諭の免許を取得するよう校長等にも促しているところでございます。</p>
委員長	<p>できましたら大学在学中に司書教諭の免許を取得する方が望ましいので勧めていけたらとの感想でございます。</p>
教育長	<p>確認ですが、第二中学校の司書教諭の経験年数が0年というのは、今年の初任者ということでしょうか。また、経験年数が1年というのは現在2年目の教諭という理解でよろしいでしょうか。</p>
学校教育課参事 兼 課長代理	<p>そのとおりでございます。先程、保健主事等の説明の中でも申し上げましたが、経験年数は昨年度末現在のものを記載しております。わかりにくくて申し訳ございません。経験年数1年とは、教員として1年間勤務し、今年2年目になります。来年からは表記方法を変更いたします。</p>
教育長	<p>経験1年目という言い方はよくあるが、経験年数0年という言い方はあまりしないと思います。今までの生活指導主事等を含め全て表記は0年で統一されているのですか。</p>
学校教育課参事 兼 課長代理	<p>そのとおりでございます。</p>
山手委員	<p>司書教諭とは学校でどのような業務を担っているのでしょうか。</p>

学校教育課参事
兼 課 長 代 理 本府では司書教諭は加配教員として配置されているものではございませんので、教員が兼ねて仕事をしているものです。業務は学校図書に関わることで、読書指導や図書館の運営、図書館内の配置や内容の精査等でございます。ただし現状としましては担任等を兼ねていることから、それぞれの管理の業務であったり教科指導等に追われていることもありますので、本市では学校読書活動推進サポーターが補佐するかたちで多くの業務を担っております。

齊藤委員 司書教諭の配置は法的に決められているのでしょうか。

学校教育課参事
兼 課 長 代 理 1 2 学級以上の学校に司書教諭を配置するよう、学校図書館法で決められております。

教育長 法的には司書教諭が図書室の整備や蔵書の選定や図書室の活用等の業務を行うことになっておりますが、摂津市の場合は学校読書活動推進サポーターを加配で配置しておりますので、サポーターと司書教諭の二名で協力して業務を行うものと考えております。全国的に見ますと、市単費でサポーターを配置していないところもございますので、本市の学校の図書室の整備はされていると考えております。

委員長 他にご質問等がございませんので、次に（４）平成25年度3月までの問題行動等の報告について学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長 [平成25年度3月までの問題行動等の報告について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

齊藤委員 不登校に関する千人率の算出についてお伺いします。同じ児童生徒が複数回にわたり不登校を繰り返した場合、不登校者の年度合計数にその児童生徒が重複されてカウントされることはないのでしょうか。

学校教育課長 不登校につきましては児童生徒を特定しておりますので、千人率

の数字は全児童生徒に対する不登校者の実数に基づくものでございます。ただし先程、不登校の昨年対比の人数を修正いたしましたので、千人率が少し変更するかもしれません。

齊藤委員

その場合、不登校の合計人数は変わりますか。千人率について、府や国ではどのくらいの値になっているのでしょうか。

学校教育課長

不登校の合計人数は変わりません。平成25年度分は国、府の集計がまだできておりません。平成24年度の小学校の不登校千人率は、国は3.1、府は3.3、中学校の不登校千人率は、国は25.6、府は29.5でございますので、摂津市は倍近い数字となっております。

齊藤委員

不登校者数について前年度との比較だけでなく、その千人率が府の平均値に近づけるよう、今後の目標として取り組んでいただきたいと思います。

学校教育課長

教育支援課及び家庭児童相談室とも連携いたしまして、取り組んでいきたいと思います。

委員長

不登校の場合ですが、家庭教育相談員やスクールソーシャルワーカーの助けを受けられると思うのですが、保護者自身が、子どもが登校せず困っているので助けてくださいと言わなくても支援を受けられるのでしょうか。言わない保護者もいると思うのですがいかがでしょうか。

学校教育課長

小学校でも中学校でも担任はもとより、家庭教育相談員やスクールソーシャルワーカー、養護教諭、生活指導担当が家庭訪問を繰り返し、登校を促し支援しております。そのような中で家庭の状況をほぼ把握しながら、ソーシャルワークの視点から児童生徒の環境に注目し、なぜこの状況になっているのかという課題を分析しながら支援していくという手法を、教員も学びながら取り組んでおります。課題が家庭の場合は父親や母親等の状況も視野に入れながら支援しております。ただし、それでも支援が難しいケースが増えておりまして、そのあたりも含めて様々な社会支援を受けられるように

取り組んでいきたいと思ひます。

委員長

やはり学校と保護者の関係がうまくいっていないと、保護者も学校に助けをくださいと言ひにくい状況があると思ひます。そのあたりももう少し関係を改善していただけたらと思ひます。

委員長職務代理者

摂津市は不登校の千人率がとても高いのですが、過去からずっと高い状況ですよね。そして今回もとても高い数字になっておりますが、学校からの報告では不登校の理由は様々あると思ひますが、要因の分析はどのようになっておりますか。要因はかつてと同じなのか、それとも新しい傾向があるのか教えてください。

学校教育課長

非常に厳しい数字でございますが、現在は子どもの環境から要因を探っていく取り組みを学校で行っております。その中で特に小学校では傾向としては心因性の要因が増えており、医療を含めた専門機関に診ていただきたいケースが多くあります。その背景にはやはり家庭・保護者の環境に要因があり、もちろん学校における友人関係等も要因としてありますが、あえて増えている傾向を探しますと、家庭の様々な問題で子どもが心理的にしんどくなっているという状況が増えているように思ひます。その中で、保護者が欠席の連絡を発熱等の体調不良と伝えてくることを、以前でしたらそのまま受け取っていましたが、今は病気の欠席という扱ひではなく、不登校の傾向があるのでみんなで支援していこうという見立てをしっかりして学校は取り組んでおりますので、その分不登校者の数が増えたという事情をご理解していただきたいと思ひます。

委員長職務代理者

ということは、家庭に対してかなり入り込まないと解決していかないということですよ。各学校に相当の工夫が必要だと思ひます。担任の先生の家庭訪問等、様々な方法があると思ひますが、家庭にどのように入り込むかが大きな課題ですよ。難しい問題だと思ひます。

齊藤委員

不登校については家庭環境や児童生徒自身の心理的要因に問題があるとのことですが、学校現場では、不登校にいたる可能性の高い児童生徒の早期発見やクラスの状態をどのように把握されてお

られるのでしょうか。

学校教育課長

養護教諭や生活指導の担当が毎日の出欠状況や月ごとの出欠状況を把握し、長期欠席の傾向がある児童生徒について生活指導や不登校対策の委員会で話題にして未然防止に努めています。その要因はケースバイケースでございますが、私が学校現場にいた中では心理的な要因が増えている傾向を感じました。もちろん未然防止の基本として、学校は安全で安心な居場所となるべく、また登校しようとする意欲を高める努力をしているところでございます。学校が楽しくて、集団でもまとまることを目指して、人間関係づくりに常に取り組んでいます。

山手委員

暴力やいじめに対してのこれからの取り組みですが、子どもたちの気持ちが安定するような、あるいはうまくコミュニケーションを取るような生きた授業等を取り入れるとありますが、具体的に今の学校の現状と今後どのような対策を取り入れていきたいか、またその対策を取り入れる際にどのような課題があるのかお答えください。

学校教育課長

先程、人間関係づくりと申し上げましたが、学校では、自尊感情を高めるということを大きなテーマにしております。自分の良いところを探して、友達の良いところを探すという「良いところ探し」を行っており、小学校では例えば終わりの会での「今日のヒーロー」という取り組みをしております。ただし、取り組みを行ったときの子どもたちは良い顔をしており、発表でも感動する話が出るのですが、終わった途端に元に戻ると申しますか、授業が終わった途端にけんかが起こったりして、授業と日常生活がなかなか結びつかないという点と、考えたことが持続しないという点の難しさを課題として捉えております。授業で取り組んだことがいかに日頃の生活や心の在り様に関わっていくかが大切です。道徳教育でも国及び府から新しい副読本が出ておりますのでしかるべく取り組んで参ります。行動の指導だけではなく心根を育てていく教育に取り組むたいと考えております。

山手委員

小学校と中学校では子どもたちが成長しており行動も随分と違

うと思いますが、中学校ではどのように取り組むのでしょうか。

学校教育課長

大阪府全体の人権教育が、小中学校の別なく自尊感情を高める取り組みとコミュニケーション能力を向上させる取り組みを行っております。小学校では気持ちカードというわかりやすいツールを利用しますが、中学校では少し難しい、人権に配慮したコミュニケーションスキルを高める取り組みを行ったりします。また小中学校ともに道徳教育にて、人間の生き方そのものや人としての関わりを考える授業を進めることで取り組んでまいります。

委員長職務代理者

表を見ますと平成20年頃から問題行動の数字が増えています。これは初任者が多く配置され始めた時期と一致するのではないかと思います。初任者の先生は、どうしても教室で授業することに力を注ぎ、なかなか児童生徒の心の内面にまで関わっていく余裕がない、ましてや家庭に入り込んでいく余裕もないと思います。ですので今後の課題として、ますます初任者の先生が増えますので、子どもへのアプローチの仕方等を学校教育課で検討しなければ、問題行動の数字はさらに厳しいものになると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

委員長

市によって状況は違うと思いますが、他市に学ぶところがあれば学んでいただきたいと思います。他市でも家庭教育相談員を配置していると思いますので、解決した事例がありましたら研究していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

特に質問等がありませんので、次に進みます。(5)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長

特に質問等がありませんので、次に進みます。その他(1)(仮称)「みなみせんりおか保育園」開設について、こども教育課長より説明をお願いします。

次世代育成部参事兼
こども教育課長

[(仮称) 「みなみせんりおか保育園」 開設について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はありませんか。
入園決定が7月1日ですが、もし定員以上が応募した場合、入園者の決定は市が関わるのではなくて運営法人である桃林会が決定するのでしょうか。

次世代育成部参事兼
こども教育課長 入園決定は市が行います。申し込みがあったものについて、それぞれの保育要件を考慮して入園決定いたします。

委員長 できましたら定員オーバーにならないことを願います。
他にご質問等がないようですので、以上をもちまして秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。会議の初めにお諮りしましたとおり、ここでいったん暫時休憩を取りまして秘密会として再開したいと思います。関係者以外の方はこれで終了いたします。それでは暫時休憩とします。

《暫時休憩》

委員長 これより秘密会として再開いたします。それでは、議案第32号を審議いたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長 これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦勞様でした。